

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第1回）

日時 令和4年10月17日（月）18：00～19：37

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会、電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、今後、大量小委と申しますけれども、この再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの第1回会合を開催いたします。

このワーキンググループですけれども、お手元もしくはホームページ上の資料1にありますように、2030年度のエネルギーミックスの実現、もしくは2050年のカーボンニュートラルの実現に向けまして、そのためには地域と共生した再生可能エネルギーの大量導入ということが必要でございますけれども、そうした観点から、大量導入の下に新たにワーキンググループを設置するものでございます。

このワーキンググループでございますけれども、座長につきましては、山内先生にご就任をいただくことになってございます。また、お手元の委員等名簿にございますように、8名の委員の皆さま方にご就任をいただいているところでございます。時間の都合上、委員の皆さま方のご紹介につきましては、委員名簿で代えさせていただきます。

また、自治体の皆さまや関係機関の皆さま方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。また、関係省庁の方々にもご参加いただいているところでございます。

それでは第1回の開催に当たりまして、山内座長から一言ごあいさつをいただきまして、その後、進行につきまして、座長にお願いしたいと思っております。山内座長、お願いいたします。

○山内座長

どうも、今、座長ということで、ご指名いただいた山内でございます。よろしくお願いたします。

今回のこのワーキンググループですけれども、今もご趣旨の説明があったと思うんですけど、再生可能エネルギーを長期電源化することとか、あるいは大量導入小委というのがありますけれども、この大量に入れていくに当たっても地域と共生すると、こういうようなことが必要なわけですね。そこで、皆さんにそういったことに向けて、制度的な措置、これを中心に議論いただくというふうに設置されたというわけでありまして。

再エネについては、2012年にFIT制度が開始されたわけですがけれども、私自身はそのFITの時からずっと長く関わらせていただいておりますけれども、これまで見ると、太陽光が中心で進んでいったということではありますけれども、もちろん新しい事業、新しい制度ですので、地域との間のトラブル等も散見されたと、それも課題になったと、こういうことだと思えます。

それに対しては、これまでもいろいろ法制度を変えて、事業規律ということで強化してきたというわけでありまして、だんだん量的にも多くなってきたということもあり、残されている課題も少なくないというふうに考えております。

それから、カーボンニュートラルの実現、あるいは再エネの野心的な目標の実現と、こういうことですが、ご承知のように適地がだんだんと限られていくということがあって、再エネ新規導入に加えて、既存再エネを最大限利用する、活用すると、こういうことも重要な課題というふうに思っています。

本日は、さまざまな分野の専門家の方にご参加いただいて、こういった課題を克服して、地域と長期的に共生した再エネの大量導入の促進と、こういうことに必要な制度改革といえますか、制度的な対応をするということで、ご知見をいただいきたいと思えます。活発にご議論いただくことを期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきますけれども、議事に入ります前に、事務局から本日の資料についてご確認いただいて、それから議事の運営等についてもご説明いただこうと思えます。よろしくお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配布資料一覧でございますけれども、議事次第、委員等名簿、また資料1といたしまして「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの設置について」という設置紙、また資料2といたしまして、議事の運営の案でございます。また資料3といたしまして、「再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けて」をご用意しております。まずはお手元の資料2、もしくはホームページのところからですと資料の2のところを開いていただければと思えます。

資料の2でございますけれども、議事の運営でございます。1つ目に書いてございますのは、原則として公開であるということ、また2ポツで書いていますとおり、配布資料、議事要旨、議事録は原則公開でございます。ただ、個別の事情に応じまして、会合または資料等を非公開にするかどうかについての判断は座長に一任するというところでございます。3ポツ、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。また4ポツ、会議の日程等につきましては、事前に経産省のホームページで公表する。また5ポツ、座長が必要と認める時には、委員以外の方の出席を求めることができます。また最後6ポツですが、会議の運営に関し必要な事項につきましては座長が定めるということでございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。今ご説明ありましたように、運営については、基本的にこれは原則としては全部公開ということなただけけれども、場合によっては会議等を非公開にする、それについては私のほうに一任するというようなことでお願いしたい。それから、委員以外の出席者についても、これも私のほうにご一任いただいて、出席を認めるかどうかということ判断させていただきたいと。ここだけがちょっとあれですけど、他は全て公開ということですが、これについて何かご異議、あるいはご質問等はございますか。よろしゅうございますか。ご異議なしということによろしいですかね。

それでは、本委員会の議事の運営についてですけれども、事務局からのご説明があったとおりに進めさせていただくとさせていただきます。

2. 説明・自由討議

(1) 再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けて

○山内座長

それでは議事に入りますが、これは資料3が今日の議事内容の説明ということになります。それでは事務局から資料3についてご説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。資料の3をお開きいただければと思います。資料の3ですけれども、2ページ目に全体を俯瞰（ふかん）したスライドがございます。「再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生」というところでございます。先ほど設置紙にもございましたけれども、2050年のカーボンニュートラルの実現、2030年度の再エネ比率の野心的な目標の実現に向けまして、再エネの大量導入が必要ということ。

ただ、2つ目のパラグラフに書いていますとおり、安全面、防災面を含めまして、さまざまな地域のご懸念も高まっているという状況で、早急な対応が必要ということ。また3つ目のパラグラフに書いていますとおり、適地や系統の制約という課題がある中で、新規開発に加えまして、既設の再エネ設備の最大限の活用、長期電源化ということところが具体的な検討が必要だということでございます。

また足元に転じますと、国際エネルギー情勢の変化、またわが国のエネルギーをめぐる情勢が日々刻々と変化していることも最大限考慮していく必要があると。政府全体では、需給構造を含めまして、グリーントランスフォーメーション（GX）を実行すべく検討をしているということでございます。こうした観点からも再エネを最大限導入する具体的な取り組みをさらに加速させていく必要があるということでございます。

このワーキンググループにおきましては、地域と長期に共生する再エネ導入を加速するという観点から、事業規律の強化に向けた制度的措置の具体化とともに、既設再エネの最大限の活用策につきまして、スピード感を持って検討を行うということでございます。

続きまして全体構成でございますけれども、大きく3つの固まりでご説明をさせていた

だきたいと思います。1つ目は再エネの動向と制度の状況というところ、そこも3つに分けていまして、導入状況、支援スキーム、これまでの制度の対応というもので入ってございます。

大変失礼いたしました。基本的には発言の時以外はミュートでお願いしたいと思います。

大きく1ポツの固まりにつきましては3つの固まり、導入状況、そして支援スキーム、これまでの対応というところをご説明したいと思います。また2つ目の固まりですけれども、今後制度的検討を要する課題と対応の方向性についてまとめた章でございます。最後に、本WGでご議論いただきたい論点を集約しておるところでございます。

まずスライドですけれども、4ページ目をご覧くださいますと、再エネの導入推移と2030年の導入目標というところがございます。2012年以降、固定価格買取制度が始まりまして、太陽光を中心に2020年度には7.9%に増加し、足元再エネ全体では19.8%に拡大ということでございます。これを2030年度、36~38%に持っていくということでございます。

その進捗、次のスライド5ページ目ですけれども、足元太陽光は2030年に向けて、進捗率は60%程度ということでございます。また風力につきましては、2030年に向けて、大型プロジェクトが具体化するということも含めて、足元では20%ということでございます。

次のスライドが6ページ目でございますけれども、GX会議では、再エネの大量導入に向けました系統整備、調整力の確保ということをしつかりやっていくということと、それを前提にしながら、再エネの最大限の導入をしていくということでございます。その中で、6ページ目の下のほうに書いてある、赤枠で囲ってございますけれども、事業規律の強化に向けた制度的措置の強化ということ、また一番下の黒丸に書いてございましており、既設再エネ、太陽光で約60GWの容量がございますが、その最大活用というところで増出力や長期運転に向けた追加投資の促進などについても、今後議論すべき視点として政府全体の会議でも挙げられているところでございます。

続きまして導入の状況ですけれども、日本につきましては、固定価格買取制度が入って以降、2012年以降、2020年に向けてはヨーロッパなどと比較しても、再エネの導入のスピード感はトップクラスであるということでございます。左下に書いてございましており、各国の太陽光導入容量でいきますと、中国、アメリカに次ぐ容量になっているという状況でございます。

次のスライド8ページ目ですが、他方で、面積当たりの各国比較をいたしますと、日本は非常に山がちな国ということもございまして、右側の棒グラフですけれども、平地面積当たりの太陽光の設備容量につきましては、日本は2位のドイツと比較して2倍ぐらいということになってございます。ある意味、入るところにはだいぶ入ってきているという状況。

また9ページ目ですけれども、適地という観点からは、陸上風力につきましても、右上の棒グラフがございまして、山間部の2013年度から2019年度に向けまして、濃い緑色の割合が増えてきているということで、6.3%、2013年度が2019年度には46.3%になっているということで、山間部での立地というところが増えてきているぞという状況でございます。

全体のボリュームですけれども、スライド 10 ページ目をご覧くださいと、2021 年度の導入量を見ていただきますと、やはり太陽光が多いということでございますが、2020 年度と比較しますと、導入のペースが少し弱くなっているという状況でございます。ただ、後でもまた申し上げますけれども、新規の認定量というところで見ますと、2020 年度から 2021 年度にかけて認定量は増えているということでございまして。

この導入量だけを見ますと、2020 年度は少し下回っているところではございますけれども、その下回っている理由としては、上から 2 行目のところを見ていただきますと、太陽光の非住宅、野立ての太陽光のところが少ないというところがございます。特にこれは 2019 年以降ですね、10~50 kW の低圧のところでは地域活用要件を入れたというところでは認定量なども減ってきているという状況を反映したものなのかなというふうに考えてございますけれども、こうしたところを、これから事業規律をしっかりとやる中で、導入を加速していく必要もあるというところがございます。

続きまして 11 ページ目でございます。規模別の状況ですけれども、先ほど申し上げました低圧というものが非常に全体としては約 34%を占めているという状況でございます。また右側ですけれども、10~50 kWのところの、一番右側にありますパイグラフを見ていただきますと、青色が 64%というところがございます、この低圧のところについては個人が所有する割合が多いという状況でございます。

12 ページ目ですけれども、太陽光全般として、過去のヒストリカルデータを見ますと、過去、前年対比で 1 割以上設備利用率が低下したことがある案件につきましては、全体の 13.3%にも上っているという状況でございます、季節の日射量の変動を超えるような設備の利用率の低下がみられるということでございます。こうした観点では、既存の再エネも適切なパネルの更新、増設などによりまして、kWh の増加に期待がされるというところがございます。

続きまして 13 ページ目以降、再エネ特措法の支援スキームについてご説明をしたいと思います。

14 ページ目ですけれども、再エネ特措法は、再エネ電気を送配電事業者などの買取義務者が買い取りまして、その負担を広く国民の方々、事業者の方々、電気の需要家、ユーザーの方から回収する仕組みとなっております。今年の 4 月からは、市場価格に連動しました Feed-in Premium、F I P 制度が開始したところがございます。制度としては再エネを導入するという、そういう発電事業計画、再エネの導入計画を認定するという形になっているところがございます。この全体プロセスはこのとおりでございます。

続きまして 15 ページ目です。F I T、再エネ特措法に基づきます申請から、いわゆる認定を取得し、運転開始し、ここから大体一般的には 20 年間の買取期間が始まるということ。また全事業が終わりまして、廃止届出をすると解体という形になっているところがございます。この下に吹き出しで書いてございますけれども、認定の申請段階におきましては、昨年夏以降、よりプッシュ型で情報発信していこうということで、認定の申請段階から関係

省庁、自治体には関係する情報を提供するという形にしてございます。

また認定段階のところで、2つ目の四角に書いてございますけれども、土地の権原取得、先ほど申し上げたとおり、計画を認定するという形でございますので、認定基準に基づきまして、その計画が実行性あるものかということを確認するという観点から、土地の権限の取得ですとか、関係法令の遵守などにつきまして、事業が適切に実施される見込みがあるかというところを認定時に確認するという形になってございます。また認定された計画につきましては、20kW以上のものにつきましては公表するという形になってございます。

16 ページ目になります。事業計画の認定基準の例というところでございますけれども、土地の確保とか、分割の禁止、また一番下に関係法令の遵守といったことにつきまして確認をしていくと。この全てを満たすことが必要であるということでございます。条文上は資料17 ページ目でございます。

少し細かくて恐縮ですけれども、再エネ特措法というところにつきましては、第9条の4項というところ、下線をいろいろと引いていますけれども、計画をしっかりと認定するというところでございます。例えば4項の1号に書いていますとおり、電気事業につきまして、その電気の、再エネ電気の利用の促進に資するということで、基準に適合するというところ、その電気事業が円滑かつ確実に実施される見込みであるということなど、また設備についても、きちんと安定的・効率的に発電することが可能と見込まれるということなどについてそれぞれの基準を適用しているかということについて確認をするという形になってございます。

18 ページ目です。こうした認定基準に従って事業を行っていただくわけでございますが、関係法令違反も出ているという状況でございます。違反の把握があった場合には、再エネ特措法に基づきまして指導を行い、また改善命令などの不利益処分を行う場合には、行政手続法上、弁明の機会の付与、また聴聞などを踏まえまして、認定取消しといったことも必要に応じて出てくるという状況でございます。

ただ下に、上のグラフに書いてございますとおり、違反を把握してから認定取消しまでの間というところは、再エネ電気買取りをしてございますので、事業者に対してはFIT・FIPの交付金が交付されるという、そういった状況になっているということでございます。

続きまして19 ページ目をご覧くださいますと、太陽光の積立制度をこの7月から開始されてございまして、原則、源泉徴収的な外部積立がこの制度として始まっているというところでございます。具体的なお金の流れでございますが、20 ページ目、ちょっと細かいんでございますけれども、廃棄等費用積立制度でございます。左側がFIT認定事業の場合ということで、この再エネ特措法に基づきまして、認定事業者の方々につきましては、積み立てをする義務が課せられるというところでございます。

この義務と、実際には認定事業者の方々再エネ発電をするというところで、実際にはその収入というところの買取費用の権利があるわけでございますが、この積み立てるという義務と買取費用の実際の収入というところを実際は相殺していくということ。また買取義

務者を介して同じような相殺をしていくということで、2段階の相殺ということを経由するのですけれども、推進機関にそこの相殺を通じまして実際に外部積立をするといったような法律構成でやっているというものでございます。

また20ページの右側ですが、FIP制度はこの買取義務者がおられませんので、認定事業者と推進機関におきまして、積み立てとプレミアムの、そこの相殺を行うという形になっているというものでございます。

資料21ページ目です。再エネ発電に関する関係法令というところで、土地の造成関係、また電気の安全性、また環境の保全など、関係する法令との、その法令を遵守していくことが必要ということでございます。具体的には森林法におきまして林地開発許可などについて実際に都道府県が許認可を行っているということでございます。1ヘクタール超の開発行為だったものですが、令和5年度からは、太陽光発電に係る林地開発につきましても、0.5ヘクタール超が規制対象になるという形になってございます。

また宅地造成等規制法につきましても、法律改正を行いまして、いわゆる盛土規制法という形になりまして、全国一律の基準で包括的に規制をすることになっていくということでございます。その他、砂防三法でございますとか、関係する法令、また真ん中の段につきましては電気事業法というもの、また環境の保全ということにつきましては、いわゆるアセス法というところが関係してくるというものでございます。

続きまして、これまでの制度的な対応につきまして、主だったものについてご紹介をしたいと思います。資料23ページ目をご覧くださいと、固定価格買取制度の変遷と書いてございますが、これまでも類似の法改正を含めた対応を行ってきているというところでございます。2012年以降、最初は超過利潤があったということもございまして、非常に多くの認定量もあったというところでございます。

他方で土地の確保できていない案件などもございまして、2016年の法改正によりまして、認定基準と、計画を認定するという制度に変えると同時に、また土地の確保などについてはしっかり必須にしていくということ、また入札制度などについても導入していくといった措置を講じてございます。また、最近ですと2020年の法改正によりまして、認定失効制度を創設する、また解体等積立金制度といったものを創設するといったことにつきまして措置を講じているというものでございます。

24ページ目につきましては、これは経産省、資源エネルギー庁のホームページにもさまざまなお声を頂戴するページを設けてございますけれども、2016年から2022年2月末までに約850件の相談をいただいているところでございます。左のパイグラフにありますとおり、約9割以上がそのトラブルなり、お声をいただいているものの太陽光発電が占めているという状況ですが、1割ぐらいは風力もあるということ、その他バイオマス、地熱などについてもあるということでございます。

特に主な相談内容といたしましては、適正な事業の実施への懸念ですとか、地元への理解、コミュニケーションというところ、またパネルなどの飛散など、安全確保への懸念があると

いうところがございます。少し具体的な声をご紹介します。25 ページ目になります。

土地の開発前の段階ですと、開発前の早期のタイミングで適切に地元への説明が行われていないということ。また2つ目の立地場所に対する懸念といたしましては、森林伐採を伴うものであったりとか、災害が発生する懸念があるということ。また3行目ですけれども、土地の開発・運転開始後の段階だと、許可条件に違反した土地開発が行われているといったことが発覚したけれどもどうなんだということ。また4つ目の行ですけど、柵塀や標識の設置がされていないと、適切な管理がされていないんじゃないかといったご懸念。また一番最後のところは、いわゆる廃棄といったところで、事業終了後に適切な廃棄処理が行えるのかといったご心配、ご懸念があるというところがございます。

こうした中で、次のスライドですけれども、地域におきましては条例の制定なども行われているところがございます。再エネ設備の設置に抑制的な条例というところも増えてきているところがございます。2016年に約26件ぐらいだったものが、2021年度には184件というところで、6年間で約7倍に増加をしてきているところがございます。

次のスライドですけれども、具体的な条例の例といたしましては、地域の方々とのコミュニケーションを促すさまざまな規定が多く見られるというところがございます。愛知県の岡崎市の例ですと、市長との事前協議ですとか説明会の開催というところ。また真ん中の岐阜県の中津川市の例ですと、書面による協定締結を利害関係団体等と義務化をする、締結を義務化するということ。また、栃木県佐野市の例ですと、説明会の開催の義務化など、また、長野県の上田市の場合ですと、市との事前協議の前に標識の設置などを義務化するといったことなど、さまざまな地域におきます課題に対応するような条例が制定されてきているという状況でございます。

28 ページ目です。地域と共生した事業規律の確保（これまでの取組）といたしまして、事業実施の各段階に共通することといたしまして、条例を含む関係法令遵守といったものを認定基準として明確化したのが2017年以降でございます。また、住民とのコミュニケーションについては努力義務化という形になっているという状況でございます。その他安全面というところでは、下から2行目、斜面設置に係る規定などについて追加をしているということ、また廃棄などについてのご懸念が高まっている中で、2020年の改正におきまして、廃棄等費用の外部積立制度を、実際に再エネ特措法を改正し2022年の7月から開始しているという状況でございます。

加えて29ページ目でございます。土地開発前の段階につきましては、さきの通常国会で成立いたしました盛土規制法などにおきまして、太陽光パネル設置のための盛土についても規制対象に含まれるぞということ。また、昨年の夏以降、申請段階にプッシュ型で情報を実際に提供する形にもなっているところがございます。

またその他、太陽電池、50kW未満に対する報告徴収、立入検査の範囲を拡大するというところを2021年の4月から行ってございまして、また加えて、電気事業法の改正によりまして、小規模な再エネ発電設備に係る届出、使用前の自己確認を措置するといったところも行っ

ているところでございます。

こういう中で30ページ目でございますが、さらなる対応、残された課題といたしまして幾つか検討課題が明らかになってきていると思っております。

1つ目が土地の開発前というところでは、森林伐採を伴う区域における災害の発生などの懸念というところへの対応、また太陽光発電などの特性などを踏まえた関係省庁横串の対応が必要ではないかといったご指摘。

また2つ目の行ですけれども、再エネ特措法につきましては、申請時点では関係法令遵守の誓約にとどまっているということでございますとか、その他、開発許可取得後に関係法令の許可条件に違反するようなケースがあった場合に、そうした違反状態のままですりや売電を行っているのかといったことですか、違反が確認された場合に、早期に解消する仕組みが必要ではないかといったところも課題かということでございます。

また、廃止・廃棄のところだと、住宅用太陽光パネルにつきましては、買取期間が終わっているものも出てきていますけれども、廃棄方法の懸念ですとか、必要な情報が足りないんじゃないかということ。また、中長期的には2030年半ば以降ですけれども、こうした大量廃棄のピークに合わせた計画的な対応が必要ではないかといったご指摘もございます。

また、横断的事項としての課題といたしましては、地域の方々が十分に再エネの開発について認識しておられないということで、適切なコミュニケーションが不足しているということ。また、事業譲渡（転売）などにおきましても十分な説明がないので、地域との信頼関係が棄損されているといった状況。また関係事業者、外注先も含めた関係事業者の法令違反などの際に、再エネ認定事業者の責任についてはどの範囲まで及ぶのかといった点などについても課題だということでございます。

こうした中で、今後制度的検討を要する課題と対応の方向性というところでございます。大きく2つのセクションについてご説明をしたいと思います。

1つは再エネの適正な導入・管理の在り方というところと、長期電源化に向けた方向性でございます。資料32ページ目をご覧くださいと、特に左側のところに書いてございませとおり、再エネの適正な導入・管理に向けた検討というところで、これはそれぞれの事業の実施段階で、土地開発前の段階、土地開発から運転開始の段階、廃止・廃棄の段階、横断的事項という形の4つの特徴的な段階に応じまして課題を議論していくというところで、この4月から関係省庁の経産省、農水省、国交省、環境省、それで総務省さんにも入っていただきながら、ご議論を有識者の方々で行っていただいたというところでございます。

具体的には33ページ目でございますけれども、のべ7回程度開催をいたしまして、その中で具体的な提言を取りまとめて公表しているというものでございます。そのポイントにつきまして、以降簡単にご紹介をしたいと思います。

34ページ目をご覧くださいと、各段階でまず1つ目のステップとして、土地の開発前の段階でございます。課題は先ほど申し上げたところに該当しますので割愛いたしますけれども、今後制度的対応を含めた検討といたしましては、少しグレー色に塗っております

けれども、森林法の林地開発許可の対象エリアですとか、盛土規制法の規制区域などのこうした立地場所に応じまして、例えば関係法令の許可の取得を再エネ特措法の申請要件とするといったような、そういった手続きの強化を考えてはどうかということ。またその際、関係する法令といたしまして、温対法の促進区域などとの連携ということも検討し得るのではないかとといったこと。

また、電気事業法における工事計画届出時に関係法令の遵守などを確認して、関係法令の未取得での売電開始を防止することなどもあるんじゃないかといったことでございます。

続いて35ページ目、同じくグレー色のところを見ていただきますと、法令違反時の早期解消を促すために、違反時における売電収入、FITやFIPの交付金というところの交付を留保するとか、こうした再エネ特措法上の新たな仕組みを検討すべきじゃないかといったことが盛り込まれているところでございます。

また36ページ目でございますけれども、3つ目の段階、廃止・廃棄の段階ですけれども、ここは速やかに対応するところを書いてございますが、先ほど申し上げたとおり、この7月から廃棄費用の外部積立制度が開始されているぞというところで、まずはここをしっかりと運用していくということでございます。

また3つ目の矢羽根に書いてございますとおり、太陽光パネルの含有物質の情報発信などについての対応が必要じゃないかということ。またグレー色のところを書いてございますとおり、2030年の半ばに向けまして、大量廃棄に備えて、リサイクルを促進・円滑化するための支援策やリサイクル制度の在り方について検討が必要だということが盛り込まれているところでございます。

37ページ目になります。ここは横断的な、共通的な項目というところでございます。グレー色のところをご覧いただければと思いますが、再エネ特措法の認定に当たりまして、説明会の開催など地域の事前周知を義務化し、実施されていない場合には申請不可とするような措置の検討が必要じゃないかということ。また転売の際の変更申請にも同じように適用してはどうかということ。また2つ目の矢羽根ですけれども、関係法令等に違反している場合は、再エネ特措法上の転売の変更申請は認定不可とするとはどうかといった内容。

また、外注先を含めました認定事業先以外の関係者が法令違反を犯した際の認定事業者の責任の明確化といったところなどについても検討をすべきじゃないかといったことが盛り込まれているところでございます。その他、電磁法におけます小規模再エネ設備の柵塀設置義務の検討など、さまざまなNon-FIT、Non-FIPのところの対応といったところについても言及されているところでございます。

2つ目の固まり、長期電源化に向けた方向性についてご説明をしたいと思います。

資料39ページ目、冒頭申し上げたとおり、太陽光発電の規模別の認定量の推移でございますが、2022年度、底を打ちまして、2021年度については認定量が回復傾向にあるというところでございます。今後こうした新規の導入に加えまして、2つ目の黒丸に書いていますが、既設設備が長期にわたり運用されることですとか、増出力を推進するといった観点も重

要ではないかというふうに考えているところでございます。

資料 40 ページ目をご覧くださいますと、太陽光パネルの更新・増設というところにつきまして、特に既に土地や系統が確保されているという観点からは、ここを有効活用できないかということ。他方で、太陽光発電の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止するという観点も重要だということでございます。現行のルールでは、3 kWもしくは3%、それを超えるようなそういう場合には、価格が最新価格に変更されてしまうといったルールになっているということでございます。

こうした点につきましては、既存再エネの有効活用という観点からは、国民負担の増大を抑止することを前提に取り扱いを検討してはということを考えているところでございます。

41 ページ目は足元のルール、この赤枠で括っているところが現行のルールを示したものになります。

42 ページ目ですけれども、こうした見直しの方向性につきましては、大量小委のほうでもご議論いただいております。具体的には国民負担の増大を抑止しながら、パネルの更新・増設を促すような見直しをしてはどうかというふうになってございます。具体的には2つ目の黒丸に書いてございますとおり、増設や更新をする際に、認定出力のうち当初の設備相当分は価格を維持することとして、増出力相当分につきましては十分に低い足元の価格を参考にしながら適用するという方向で議論してはどうかということ。また、更新・増設後の設備も含めて、当初設備の調達期間等を維持するということが原則というふうに考えてございます。

また、こうした更新・増設時には関係法令の遵守の再確認ですとか、廃棄費用の積み立ての担保などが重要だということで、こうした観点から検討を深めていく必要があるといったことを取りまとめていただいているところでございます。

43 ページ目は模式的に書かせていただいておりますが、地域と長期に共生した再エネの導入というところで、再エネの事業規律と再エネの大量導入というところについては、二律背反する概念ではなく、むしろ再エネの事業の規律の強化ということがむしろ新規導入ですとか、既設の再エネの最大活用、またはそれをひいては長期運転化につながっていくということ。それを通じて地域と長期に共生した再エネの大量導入につながっていくということをお示ししたく、参考的にイメージとして描かせていただいたものでございます。

最後3ポツ、本WGでご議論いただきたい論点、既に言及させていただいているところを少しまとめたものですので、簡潔に申し上げたいと思います。

まず1つ目です。45 ページ目ですけれども、各事業実施段階ごとに、ここでは論点を掲げさせていただいております。まず土地開発の前でございますが、大きな項目としては、立地状況等に応じた手続きの強化という観点から個別の論点を2つ挙げてございます。1つ目の丸ですけれども、森林法の立地開発許可の対象エリアですとか、盛土規制法の規制区域など、こうした立地場所に応じて関係法令の許認可の取得を申請要件にするなどを含めまして、どのような認定手続きの強化が有効かという観点、また、温対法などどのような

連携をしていくのかといったことが論点として出てくるのかなと思っています。

また2つ目の固まりです。土地の開発後から運転中の段階でございます。ここは違反状況の未然防止、早期解消措置の新設というところの観点でございます。大きく2つ論点を掲げさせていただきます。1つ目の丸ですけれども、違反状態における売電収入の交付を留保する措置などを含めまして、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置として、どのような措置が有効かという観点。また2つ目の丸ですけれども、関係法令の違反の状況の把握ですとか、措置として迅速な発動に向けてどのように実効性を持たせるのかといったのが2つ目の論点で掲げさせていただいております。

3つ目です。運転中～適正廃棄というところですが、太陽電池出力の増加時における現行ルールの見直しというところがございます。太陽電池の更新・増設時の現行ルールについては、国民負担の増大を抑止しながらパネルの更新や増設を促す見直しをどのように行うかという観点で、特に2つ目の丸に書いていますけれども、廃棄費用の積み立てについてどのように取り扱うのかという観点ですとか、また関係法令遵守の再確認を含む適用要件をどのように設定するかといった論点も出てくるところでございます。

最後のスライド、46 ページ目でございます。適正廃棄につきましては、大量廃棄に向けた計画的対応というところがございます。この今回の本WGにおきましては、特に使用済み太陽光パネルの発生量のピークに合わせた計画的な対応ということに向けまして、再エネ特措法というところをフォーカスしながら、その観点からいわゆる廃掃法などの制度間の連携強化に向けて、再エネ特措法の側からまず現時点でできることは何なんだということについては論点としてあるのかなと思っています。

また、横断的事項でございます。幾つか書いてございますが、1つは地域とのコミュニケーションというところの要件化と書かせていただいております。

3つ書かせていただいておりますけれども、1つが一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催などの地域への周知を義務化するなどといった、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるかという点。また2つ目ですけれども、そうした中で自治体の役割をどのように位置付けていくのかという点。また3つ目ですが、環境影響評価法に基づく手続きですとか、温対法の促進区域制度における地域構成スキームなど、こうした中でも地域のコミュニケーションが既にプロセスの中に入っていますので、そういったものと連携をどのように図っていくのかといったところが論点として考えられるというふうに考えております。

3つ目です。事業譲渡の際の手続評価でございます。事業譲渡の際に必要な変更認定申請といったものが再エネ特措法上必要でございますが、その変更認定申請におきまして、地域の周知の義務化などの手続きの強化などをどのように考えていくのかと。またその際に、地域との対話や説明の方法やそのタイミングというところをどのように考えるべきかといったのが論点としてあるというふうに考えております。

3つ目でございます。認定事業者の責任の明確化という観点でございます。適切な事業実

施を担保するために、再エネ発電事業の委託や再委託の際の認定事業者の責任の範囲をどのように明確化していくのかといった点でございます。

また最後になりますけれども、関係法令遵守の徹底というところで、Non-FIT、Non-FIPの発電事業者でありますとか、また認定事業者の方であっても所在不明事業者などもおられます。こういった方々も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な規律をどのように徹底していくのかといったのが論点として挙げてございます。

なお※書きに書いてございますけれども、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」の提言におきまして、速やかに対応すべき事項というところで、例えば関係する省庁で情報を共有するぞとか、そういったことなど適切な法執行のために必要な対応策も掲げてございます。こういった項目につきましては、本WGでも適切に報告をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは、今ご説明いただいた資料の3ですね。これに基づいて皆さまからご質問、ご意見いただきたいというふうに思います。チャットを使いたいと思うので、チャットでご発言ご希望の方はお知らせください。どなたかいらっしゃいますかね。

基本的に今日いろいろ現状を説明いただいて、それから問題ということで、課題ですね、このへんをご説明いただいたところではありますが、これにかかわらず、いろいろ広い観点から。

興津委員がご発言ご希望ということで、どうぞご発言ください。

○興津委員

ありがとうございます。委員の興津と申します。私は、専攻は行政法という法律の分野を専攻しておりますので、その観点から気が付いたことを申し上げたいと思います。

非常に一般的、抽象的な話になってしまって恐縮なんですけれども、行政法という法律は、私人の権利や自由を保護すると、その行政機関の活動からその権利や自由の侵害を保護すると、そういう法目的があるというふうに一般に理解されているところです。そういう観点からいたしますと、権利や自由の侵害になるような規制行政というのは必要最小限にとどめられなければならないというのが原則というふうに授業なんかでも教えるんですけれども。

ただ他方で、今回のFITやFIPの制度をそういう観点から捉えるべきかどうかということについては、別の捉え方もあるのかなというふうに思いました。と申しますのは、FITやFIPというのは、人工的に設定されたマーケットを利用して、価格に上乗せをするのがFITであり、FIPのほうはもう純粋に補助金を給付するという話だと思うんですけれども、そういった形で行政のほうの特典を私人に付与すると。それを利用させる資格があるかどうかという観点から考えますと、純粋な権利や自由の侵害とか規制というのは別の捉え方もできるのかなということを思った次第でございます。

ご説明の中でありましたとおり、違反事業者に対してF I TやF I Pの交付金の交付を留保するといったことは、F I T、F I Pの制度を利用させる資格があるかどうかという観点から、その制度目的、政策目的に則しているかどうかという観点から、ある程度柔軟に判断することができるのかなど。

そういう意味では、権利や自由に対する規制は最小限にしか許されないという原則が、そのままには当てはまらないと考えることもできるのかなと思いましたが、今後制度設計を議論していく上では、そのような権利や自由に対する直接の規制、あるいは禁止という話と、それからF I T・F I P制度を利用させるかどうか、その制度からメリット、給付を与えるべきかどうかという観点と分けて整理すると行政法の観点からは見えやすくなるのかなということをもまず感想として思いましたので、コメントいたします。

それに関連して1つ質問がございます。最後のほうで、Non-F I T、Non-F I Pの事業者に対する対応というのも論点として挙げられていましたけれども、こういう事業者はF I TやF I Pの給付金を受けられないということになると思うんですけども、どのような収益構造で事業を行っているのか、F I TやF I Pを受けられなくても十分に採算が取れるようになっているのかどうか、ということについて後で教えていただければと思いましたので、この点質問させていただきます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ご質問あるいは事務局からの回答、コメントについては後ほどまとめをお願いしたいと思います。

それで、今ご発言ご希望、大貫委員、大関委員といらっしゃるんですけど、桑原委員が早めにご退出ということで、桑原委員からご発言願いたいと思いますが、よろしいですかね。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

ありがとうございます。すみません、まだ時間はあるのですが、先に指名していただいてありがとうございます。事務局の取りまとめをありがとうございます。今日は論点出しということで、これから詳細を議論していくところだと思いますが、何点かコメントをさせていただきます。

45 ページの主要論点リストを見ながらお願いできればと思います。まず、関係法令の許認可取得を申請要件にするといった方向性、これは十分理解できる場所ですけども、今後、事業者側の見方、ニーズについても、これは事務局のほうで既にご準備いただいているかもしれませんが、ヒアリングする場を設定していただき、例えば、関係法令の遵守が問題になる際に、条例を含めて何を遵守すべきなのかが明確に分かりやすい状況になっているのかなどを確認させて頂いてはどうか、 仮に、そもそも何を遵守しなくてはならないか自体に不明確な面があるのだとすると、それ自体から修正をかけていかなくてはならないということも考えるべきではないかと思っております。

それから、その次の違反状態におけるF I T・F I P交付金を留保することで対応しよう

という方向性、これも合理的な方向性だと思いますけれども、一方で卒FITや卒FIPの案件になってくると、こうした事業規律をかけられないということにもなってしまいますので、卒FIT、卒FIPの案件、特に今、既存の電源を有効に活用していこうという方向性で議論をしているところでもございますので、その卒FIT、卒FIPの案件も含めて、どういふふうに事業規律をかけていくのかというところは、もう少し全体的に考えていく必要があるのではないのかなと思います。

今の点は、解体等積立金のところも同様で、これは大量導入の小委員会のところでも申し上げましたけれども、新しくパネルを設置する、既存電源をできるだけ活用するという時に、既に積み立てている部分をどう利用を認めるのか認めないのか、その代わり、新しく設置したパネルも含めた積み立てをどう担保するのか、特にFITやFIPの交付金の期間が終わりに迫っているような場合には、その後どうすればいいのかということも出てくると思いますので、このあたりは事業者側のほうでどんなニーズがあり、どういふ対応を取るとバランスの取れた事業規律になるのかということも、事業者側の考えなども聞きながらバランスよく設定できればいいなと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは順番が元に戻りますけど、大貫委員、どうぞご発言ください。大貫委員、聞こえていらっしゃいますか？

○大貫委員

大貫です。聞こえています。

○山内座長

ご発言お願いいたします。

○大貫委員

大貫でございます。大丈夫でしょうか。

○山内座長

声は聞こえています。大丈夫ですけど。

○大貫委員

本WGは再エネ適正導入・管理検討会が提言した具体的なアクションを議論していくものと理解しました。議論が必要な論点はほぼ挙げられていると思います。論点が深掘りされ、アクションの具体化が進むことを期待しております。

二つ意見を申し上げます。

35頁あるいは45頁の主要論点例において、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を再エネ特措法の申請要件とし、必要な許認可を取得するまで認定等を認めないといった手続強化を検討。とあります。

例えば、都市計画法第三十二条は、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発

行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない、としています。

国土交通省の担当者によれば、このように開発許可を申請する前に公共施設の管理者の同意を得なければならないのは、「開発許可の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を期することを狙った」とされています。

この説明にも表れているように、ある行為 A（都市計画法の場合には開発許可）を求める場合に、他の者の行為 B（この場合は公共施設管理者の同意）が必要とされる理由は、A の行為の目的の達成のために必要であること、そして更に B の行為の達成のためにも必要であることのように思われます。

二つの行為それぞれにとってリンクさせることが必要であることが、二つの行為をリンクさせることを正当化するものと言えます。

再エネ特措法の認定申請の前提として、例えば、林地開発許可が必要な地域であれば、林地開発許可を、盛土規制法の許可や届出が必要な地域であれば、当該許可を得てくること、届出をすることを求めるのは、それぞれの行為、つまり、認定と林地開発許可等の目的にとって必要なことであるように思われます。認定について言えば、9条4項2号に「二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」とありますから、先にあげた規制法による許可所得や届出が済んでいない場合には、この要件に適合しないとも言えます。認定からみれば、先にあげた規制法による許可取得や届出が済んでいることは、認定の目的達成のために必要なことです。他方、認定の申請の前提として、例えば林地開発許可を得ることを求めることによって、林地開発許可が目的としているところ、許可基準からとりだせば、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全を達成できない形で認定がなされることを防ぐことができます。

このように、認定とそれに先行して必要となる林地開発許可等はリンクさせる合理性がありますが、他方で、リンクさせることの現実的影響も考えなくてはなりません。パブリックコメントで指摘された懸念点の1つが、許認可の取得を認定の申請要件とするか否かでした。確かに、認定と許可等をリンクさせる制度の導入に当たっては、投資意欲や導入スピードへの負の影響が懸念されますから、事業者の予見可能性への配慮をしつつ、最低限の手続きを要件としつつ、各電源の実情も踏まえつつ検討するべきだと思います。

法令遵守の徹底については、各種許認可を FIP の申請要件にすることのほか、工事計画届などの手続の際の確認なども検討されているようです。どこで法令遵守を確認することが、事業者・行政の負担面、コスト面から合理的か具体的に検討するために、事業遂行の現状の具体的な情報、議論の材料として提供されることが重要だと思います。

37ページに以下のようにあります。認定事業者以外の関係者が法令違反を犯した際の認定事業者の責任を明確化

通常は、認定事業者以外の関係者が法令違反を犯した際、認定事業者が責任を負うかどうかは個別の事案によるところもあるので難しい問題だろうと思います。認定事業者が責任

を負うようにするには、事業者の行為と認定事業者以外の関係者の行為が何らかの関係になくはないと思います。

これは次のような趣旨でしょうか。

再エネ特措法には、事業者に対する監督処分として、15条に認定取り消し及び13条に改善命令を定めており、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないときは、改善命令や認定取り消しができます。

したがって、認定計画に書き込む再生可能エネルギー発電事業の実施体制に、外部発注業者への発注を前提として、その業者の業務遂行も含んだ事業遂行が計画に記されているのであれば、認定事業者以外の関係者（外注先等）が法令違反を犯した場合には、認定事業者は「認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していない」ことになるとも読めます。もし、38頁の記述がそのような趣旨であるならば、認定計画に事業者自身の発電計画だけでなく、外注業者の事業遂行も含めた計画の記載を求めなくてはならないでしょう。

しかし認定計画に実施体制全体を書かせるとすれば、事業者としては、青写真段階から委託・再委託関係を全て明確化し、契約締結に至っていることが必要となり、実務的にここまでのことを求めることは難しいようにも思います。

発電事業の適切な遂行のために、認定事業者以外の関係者（外注先等）の業務遂行も含めて、認定事業者の責任をより明確化する必要性は高いと思いますが、制度設計あるいは運用の見直しには慎重な検討が必要かと思えます。

○山内座長

ありがとうございました。すいません、大貫委員、ちょっと通信状態が芳しくなく、部分的に聞き取れないところがありました。

○能村新エネルギー課長

事務局のほうから後で議事録を作るときに改めて先生にも確認していただくようにしますので、そこはご心配なくこちらのほうでしっかりと対応させていただきますので、すいません、他の委員の方々にも議事録というところで、ちょっと聞き取れなかったところなどについては補完させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

すいません、以上でございます。

○山内座長

ということでよろしく願いいたします。

それでは次は大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

ありがとうございます。私は1つ前の適正運用管理の検討委員会に参加して、太陽光のシステム関係を研究しています。今回最初ですけれども、短期で取りまとめだと思いますので、P45、46の主要論点について今後議論していく上で情報整理などをお願いしたいことを中心に幾つかコメントさせていただきたいと思えます。

1つ目は土地開発前の対応についてですけれども、行政手続きへの順番やタイミングが

ひとつ議論する上で重要だと思いますので、幾つかのユースケースで整理することで対処方法の議論がしやすくなるかなと思っています。運開に近づくもの、事業者にとっても改善するのが結構大変になるので、できるだけ早い段階で改善を促すことが必要だと思いますし、行政自体もその段階でしづらくなるということが結構あるんじゃないかと思っています。できるだけ計画段階でチェックとか是正が入るような仕組みにする必要があると思うんですけども、一方で企画とか計画であるほど具体性がなくなってくるので確認が難しくなるというようなデメリットがあるんだと思っています。それは再エネ特措法が主にはそうなんだと思います。その辺り、誰が何のリスクをチェックして確認しているかという行政側の視点で一度整理してもらった方がいいのかなと思っています。特に議論する上で、太陽光のご専門じゃない方も多いと思いますので、発電設備とか設置場所ごとで少し分類してもらったとか、電気事業法で50kW未満とか低圧で違うとか、林地開発許可0.5ヘクタールはどれぐらいの設備容量なのかとか、少し幅を持っていることとか、そういったところも資料として整理していただくと議論しやすいのかなと思います。併せて、電事法は2MW以上は工事計画届がありますけれども、使用前自己確認がかなり拡大されたというものの、竣工時の確認であるとかそういったタイミングが委員の中で共通認識ができるといいかなというふうに思います。

あと事業の予見性の関係では、それぞれの許認可がどれぐらいの標準の処理期間があるかというのを整理されているといいかなと思います。例えば林地開発許可が30～60日ぐらい、そんなに長いとは思えないんですけども、実態、事業者から見たどのぐらいかというのも含めて情報があるといいかなと思いました。

運開後ですけれども違反案件の対応が極めて重要だと思っていますので、これは何かしらの対応が必須なんだと思っています。物理的に発電停止する方法が当然効果的であるものの、なかなか整理も難しいと思いますので、買い取り費用の支払いを留保するというところは一定程度有効なんだと思います。発電停止を継続することではリスクとしては、電気的な安全上に疑義がある場合には再エネ特措法に関係なく停止したほうがいいんだと思いますけれども、よくある構造上の問題であれば設置後の話なので発電していようがしていまいがあまりリスクは大きく変わることはないんだと思いますので、そういう観点でも物理的に停止じゃなくても同じような効果が得られるんであろうと思っています。いずれにしろ、当然リスクを放置するわけにはいかないの、留保することともに速やかに是正してもらうということは併せて対応を考える必要があると思います。

あとは留保のタイミングがどこでできるかというのが、ここは法律の専門家の先生方のご意見も頂きたいところだと思うんですけども、完全に違反認定するということまで本当に行政コストがかなり掛かってくると思うので、指導助言とかそういったもののタイミングで発動できるかということが大きな議論になるのかなと思っています。非FIT・FIPは桑原委員のほうからもご指摘があったので同じような課題があるんだと思います。

あとちょっと個別の話で言うと盛土規制法のほうでは区域指定前に設置した案件――い

わゆる既設の案件においても土地の保全の観点で改善命令が出せるようなことで検討されていると認識していますので、この場合のケースにおいて再エネ特措法側の対応はあらかじめ整理・議論しておいたほうが良いと思っています。

増設の時のリパワリングの廃棄コストは確かに課題だなと思いますけれども、交換したのに対してすぐ廃棄ということではないということも考えると、非FIT・非FIPでの再エネ特措法以外でどうするかというのを考えるのと同じような課題を考えなきゃいけないのかなと思いますので、その観点で整理できることがあれば今から議論しておいてもいいのかなと思います。

増設時の関連法令との関係で言えば、例えば林地開発を一度許可すると林地から外れてしまうので、なかなか林地開発許可での再認定とかいうのは難しいのかなと思います。一方で電気事業法は廃棄直前まで面倒を見ていると思いますけれども、入り口で林地開発許可の観点で見えていなかったということも他方ではあると思いますので、その辺りをどの法令で対応するか、対応できる人材がどこにいるか、省庁横断でしっかりと考える課題だなというふうに思っています。

46 ページ目の廃棄についてですけれども、ピークに合わせて対応をどうするかということとは必要なんですけれども、廃止の予想が幾つかエネ庁でも出されているかと思いますが、35年とか36年をピークに持ってきて、その後少しピークアウトしてその後は安定してくるんだと思います。そうすると廃棄量が平準化されていない可能性があって、リサイクルの装置の設備投資のタイミングが結構難しくなってくるんだらうなと思っています。廃棄量を分散させるには各システムの寿命を延ばして分散させていくということがひとつ重要なのでそれを促しつつ、リサイクル処理業者が将来どのような設備投資可能なようなのかというのは廃棄量とも見合いがあると思いますので、そういうのを把握した上で場合によっては一時的な保管が可能である仕組みであるとか、処理エリアを少し分散できるような仕組みも今後考えていく必要があるんだらうなと思います。ただこれは太陽光だけじゃなくて一般の廃棄でも同じでしょうし、再エネ特措法の範囲だけではなかなか難しいと思いますので、環境省など関係省庁とも連携して整理していただくのが必要なんだと思っています。

地域とのコミュニケーションについては非常に悩ましい課題なんだらうとは思っています。アセスを参考にしつつも規模についてはやはり30MWとかそういった40MWとかという規模と小さい規模では大きな差があって、一方で小さいものはやらなくていいかというのはちょっと違うのかなと思っています。どのような事業に関して実施していくかは規模がいいのか隣接性がいいのか場所がいいのか設置形態がいいのかというようなところはあるにしろ、説明会の要否を線引きするのはかなり悩ましくなってくるんだらうなと思っています。そこは地域の交流の特性も大きいと思いますので、場合によっては広めにつけて、改正温対法の場合に促進地域は緩和するとかそういうような促進地域を優遇するというような考え方も一方ではあるのかなというふうに思いました。

責任者の責任の明確化は重要だと思っていますけれども、基本的にはやはり発電事業者の原則が責任だと思っています。ただ、不具合とかトラブルとかを見るとEPCなどの設計に由来するところも大きいと思っています。だからといって設計者責任を負わせるというのは現状の太陽光発電の収益構造から見ると少し過剰なのかなというふうなことも考えているというところではあります。そうするとやっぱり発電事業者がしっかりとEPCを選択しないと自分の責任になるんですよというような考えを認識してもらおうということは最初の入り口なんだろうというふうに思っています。一方で規模が小さくなればなるほど発電事業者とEPCの情報の非対称性が出てきてしまうので、発電事業者をしっかりと育成することは大前提であるものの、よいEPCとかO&M事業者を分かりやすく見せていくというふうな、促していくことも重要なことだと思っています。

そういった議論のためにも今後の市場がどういう規模とか事業形態がどういうふうが増えていくか、それぞれのプレーヤーがどういうふうの実施していくかというのを少し整理できるかというかなと思っています。なかなか情報がなくて難しいかもしれませんが、例えば発電事業者は今後集約化していくのかEPC側が集約していくのか、引き続き今までみたいに不特定多数のままでいくのかという、市場動向によってはどこをしっかりと引き締めていくのかという考えが変わってくると思います。EPCを引き締めるのであれば資格などのホワイトリスト化もあると思いますし、ただこれは法令上の位置付けを少し議論するにはちょっと早いかなと思っていますので、民間の取り組みを推進していくということもあるんだろうと思っています。

他方でやはり行政側としてはまず各種土地規制の拡充とか電気事業法も使用前自己確認拡充したこともありますので、行政側の入り口のチェックを厳格化していったことということもありますので、情報をしっかりと把握しつつ事故案件なども分析して、EPCの質がどういうふうに変っていくかというところが監視できるようにしておく必要があるんだろうというふうに思っています。

あとは報告徴収についての所在者不明はさすがに適切じゃないので、正直者が損をしないように厳格かつ適切に対応していただくことが重要だと思っています。

あとは非FITと非FIPの再エネ特措法以外の対応については、特に再エネ特措法で新たに課した規制の整理というのをまずは整理していただいて、それを類似のどの法令で対応できるかというのを議論できるかというかなと思っていますので、そういった情報整理が必要かと思っています。

ちょっと長くなりましたが、最後にさまざまな今後検討がされていくと思うんですけども、やはり重要な点としては適切な事業者に対して過度な負担になっていないかというのは常にフォローアップをしていく必要があると思っています。それが設置場所であったりとか、今後増加が見込まれる建物設置とか農業との融合とか、そういうような場所とか事業に関しても同様だと思いますので、それぞれ今後広げたい所、適切な事業者を増やしていきたいという観点は忘れずに、都度都度フォローアップしていただければと思います。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次、松本委員どうぞご発言ください。

○松本委員

山内委員長どうもありがとうございます。事務局からご提案があったとおり、本ワーキンググループで議論される再エネの事業規律は大量導入の大前提になるものだと思っております。今後再エネ比率 36%~38%を目指す中で、再エネ導入の拡大に伴って顕在化してきているさまざまなトラブルに手を打つことは再エネを主力電源化していく中で避けて通れません。その上で本日は4点コメントさせていただきたいと思っております。

まず1点目は45ページの論点①になりますが、上段の「立地状況等に応じた手続強化」については森林の乱開発や災害の懸念のある地域への再エネの立地手続を強化することはしっかりと進めていただきたいと思います。F I P制度やF I T制度は国民負担によって支えられている制度ですので、こうした乱開発などの懸念のある地域への立地は国民負担によって支援されるべきものなのかをよく考える必要があるかと思っております。これは大関委員や他の委員からもご指摘があったかと思っております。

一方でこうした手続強化は立地を禁ずるというのではなくて再エネ導入と事業規律を両立する、バランスのある制度とする視点も忘れないでほしいと思っております。また、めりはりのある再エネ導入を進める観点からは環境省の促進区域などとの連携を通じて検討を深めていただきたいと思います。

続きまして、こちらも他の委員からもご指摘がありましたが、中段の「違反状況に未然防止・早期解消措置の新設」につきましては、違反状態にある案件は国民負担によって支援される要件を満たしていないという場合もあり、交付の留保など新たな対応が必要かと思っております。一方、再エネを適正に導入していくためには、こうした違反案件の早期解消に向けたインセンティブ設計も熟慮する必要があり、例えば違反が解消したら一部の留保金を取り戻せるような仕組みなども検討していただければどうかと思っております。

続きましては46ページの論点②になりますが、中段の「地域とのコミュニケーション要件化」について申し上げたいと思っております。まず再エネの電源種や規模に応じて必要になる現実的な対応が異なってくると考えます。今後具体的にどのような案件でどのようなコミュニケーションを促していくのか事務局において提示していただきたいと思います。

そしてもう1点、自治体の役割についてですが、先日長野県庁の方のお話を伺う機会がありました。長野県では林地でのメガソーラー計画が多く、各地で地域トラブルや不安の声が聞かれるようになったということで、県と市町村の連絡会議で太陽光発電の適正な推進に向けた協議を行い、県は太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルを作成・公表しています。地域トラブルが起きる前に望ましい再エネ事業の在り方を県として定めており、例えば大規模なメガソーラー開発は県が対応を行い小規模な開発については市町村が対応するなど、県と市町村の役割分担を初期から明確化するなどの取り組みを進めて

います。こうした取り組みも他の自治体の参考になるのではないかと考えております。

いずれの点にも共通するのが各論点について再エネの導入と事業規律の両面から評価して具体化していくことが必要だと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。次は神山委員どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。よろしくお願ひいたします。十分に個別論点を整理していただいておりますので、それを今後踏まえて議論していくことになるかと心得ております。今回コメントとして4点ほど述べさせていただきます。

1点目でございます。FIT制度が再エネ促進のための助成制度であるというお話がございました。助成という手法を自治体に適用できないかということは考えてみたいと思っています。各地で進められていてその進捗というのもいろいろだと思います。そうしたところで積極的に推進している自治体や地域という所に、もちろん温対法でもメリットというのは規定されているのですが、もう少し見える形でベネフィットがある仕組み、それも早く導入したり更新を決めたほうが得になるような仕組みがあるとよいのではないかと考えております。例としてマイクログリッド構築のための助成のようなものや送電網整備のスピードが上がるというようなことを私なりに考えているのですが、もう少しこの点は考えてみたいと思っています。

2点目でございます。各地の条例策定がかなり速いスピードで進んでいると思っています。それに合わせて極端に消極的なものがまたニュースになりやすいと感じていまして、例えば林地開発の駆け込みによる切迫感というものが現在現場ではあるようなんですけれども、1ヘクタールから0.5ヘクタールへの切り替えというところでその前の駆け込みというのが現場ではあるというようなことになりまして、例えば「税金を課す」というような仕組みへの言及も昨今幾つか散見されます。結局は、住民の反対意向に沿う形での自治体の長の方々の行為もご発言等もあるかと思うのですが、あくまでも地域の問題をどこまで取り組んでいるかというところがまずもって大事だと思いますので、そこが取り組めるような形に全国的な位相合わせというのができるとうよいなと思っています。

また、訴訟をいくつか拝見しておりますと、山梨県の富士河口湖の件ですとか伊東市の河川占用不許可処分取消請求事件等なんですけれども、地裁判決では事業者側勝訴でその後高裁判決で自治体側の勝訴、もしくは理由不備で結果は覆らなかった事例等もございませけれども裁判所の判断は変更になった事例というものがございます。難しい判断を行政の現場は迫られていることの証です。もちろん裁判を受けることは権利なんですけれども、訴訟になりますと時間もコストとも社会的損失も大きいのでできるだけ事前にクリアできるような仕組みというのを目指したいというふうに思っています。

また条例のスピードが速いというところでなんですが、風力発電のためのアセスの基準

改正がございまして、各地でアセス条例の改正中かと思えます。他方で私は、「風力発電抑制条例案というのを作ったのでコメントいただけませんか」というようにおっしゃっていただいて素案を拝見する機会があったんですね。そうしますとこうした動きもあるのだということも踏まえて、また幾つかのトラブル事例も踏まえますと、やはり条例案というのでもかなり細かくなってきていますし、事業者さんにかかなりの負担と申しますか義務を課すという内容のものもやはりお見かけするんですね。ですので、規律の徹底が大量導入につながるということ、そしてそれが周知されること、またそれを皆で進めていくことというのが重要だなというふうに考えておりますので、その点を考えていきたいと思っております。

3点目とございまして、電事法と再エネ特措法という流れの重要性というのを私は、先の委員会・検討会で学ばせていただきました。電気事業者、一般送配電事業者また新設された配電事業者そして小売電気事業者と、需要家に届けるまでの仕組みという部分でそれぞれ担う役割、また担える役割、違反を発見しやすいということもあると思っておりますので、これらをもう少し考えてみたいと思っております。

最後4点目とございまして、ソーラーパネルの廃棄というお話がございました。風力発電機、特にブレード等の廃棄物となる分量が海外の論文ではかなり具体的な数値が示されてそれへの懸念というのが提示されています。日本では太陽光についてという議論が主だと思いますが、ぜひ風力発電機に関しましてもそのスマートな廃棄や回収や次期発電につなげる方策というのを検討していきたいというふうに思っております。太陽光はカーペットのように広がるという表現とかをされるんですけども、風力発電機はホライズンを引き裂くというような表現もされていまして、老朽化により美しくない状態になった時のダメージというのがいずれも大きいと思っておりますのでこちらも勘案していただきたいですし、ブレード等に関しましては運搬の問題等もございまして検討していく必要があるというふうには思っております。

○山内座長

ありがとうございました。それでは高村委員どうぞ。

○事務局

失礼しました。高村委員、いま山内先生からご指名いただきましたのでご発言のほうお願いいたします

○高村委員

ありがとうございます。これまでFIT法、再エネ特措法の運用に関わらせていただきましたけれども、エネ庁様もさまざまな問題が出てきて……これスライド16の辺りに今いますけれども、対応されてきたということだと思います。ただ改めて、スライド43に素敵な絵がありますけれども、50年カーボンニュートラル30年の電源構成に向けて再生可能エネルギーの最大限導入のためにこそ適正な規律が必要で、これは多くの委員もおっしゃっておいりましたけれども適正な規律が必要というところをやはりしっかり議論していく必要があるんだというふうに思います。

検討会で基本的に出た論点だというふうに思っていて、スライド45、46に挙げている論点そのものには異存がありません。幾つか少しやはり強調したい点を3、4つ申し上げたいと思います。

1つは、これも既に桑原委員はじめ多くの委員がおっしゃっておりますけれども、やはり買取制度を支えてきた再エネ導入だけを見てもやはり大きな転換期、あるいは将来に向けて大きく変わっていくことが見えてき始めているタイミングだと思っていて、先を見た課題の対応というのが必要だというふうに思います。先ほど桑原委員、大関委員などからもご指摘ありましたけれども、基本的に現行の再エネ特措法で対応しようとするとはやはり買い取り制度に掛かっていないもの、これは卒FIT・卒買い取り電源を含めてですけれども、こうしたところに少なくともやはりどう適正な規律をしていくかということを見ると、再エネ特措法の対応だけではない、関連法令——場合によってはエネ庁さんだけではなく省庁が所管している関連法令も含めて、全体を通してどういうふうに規律を作っていくかということ、この構想が非常に重要だというふうに思います。実際に法対応はいろんな事情で時期は若干ずれるかもしれませんが、やはりそうした全体の適正な規律が何なのかということをしっかり議論する必要があるのではないかというふうに思っているということです。これは検討会でも指摘がされていたことですが改めて申し上げたいと思います。

2つ目は各論のスライドの45以下の論点のところですが、一番最初にあります土地開発前の「立地状況等に応じた手続強化」のところですが、基本的には異存はないと言いましょ。う。か。し。っ。か。り。議。論。し。な。い。と。い。け。な。い。論。点。だ。と。思。っ。て。お。り。ま。す。け。れ。ど。も、これまでの再エネ政策の中でやはりこうした制度になってきた、つまり認定の段階で全ての許認可を取ることについて求めてこなかった理由というのは、特にリードタイムが長い電源についてですけれども、やはり非常にたくさんの許認可制度があり現行の下でなかなか導入が迅速に進まないということがある中でこうした制度的な調整といたしまし。う。か。対。応。を。し。て。き。た。と。思。い。ま。す。やはりここに上がっているような、例えば林地開発許可ですとか盛土規制法等々のこうした土地を改変をして回復が難しい、先ほどありましたけれども事業が実際に開発が進んでしまうと元に戻すのが難しいようなものについてはやはりしっかりした対応が必要であると同時に、ここで言っている関係法令の許認可取得を認定申請の要件とするとすると、このまさにどの許認可をそうした適正な規律が必要な許認可と見るかという、この点が非常に重要ではないかなというふうに思っております。恐らく電源によっても変わってくるかもしれないと思っていて、この点少し丁寧な議論が必要だというふうに思っております。

3つ目でしょうか、太陽電池の出力増加時の現行ルールの見直しのところですが、これは既に大量導入委員会でそうした方向性で見直すということについて議論が行われていると思います。ここで論点にも書かれていますように幾つかやはりそれに関わって検討する点があると思います。一つはこの論点に書かれている廃棄等積み立て費用のところ

などもそうだと思うんですけども、私の理解では基本的に買取制度の終了まで10年前から積み立てていると思いますので、そういう意味ではその前に場合によってはパネルの更新・増設・廃棄といったようなことが出てくるようなケースもあり得るのではないかと。

これは先ほど冒頭の1点目に申し上げた卒FITあるいは買い取り費用によらないところも含めて、廃棄費用の積み立ての論点は論点としてあるんですけども、先般の検討会のところで実際にリサイクル業者がいらっしゃることがはっきり分かっている、そこまでつなげる回収のルートをいずれにしても作っていく必要があるとすると、まさに関係省庁の関係法令ですけども、例えば廃掃法等での対応が同時に行われる必要がある論点のようにも思います。この辺りが一つ冒頭に申し上げました関係する省庁の関係法令も含めて全体として制度の設計をしていくというところの一つの事例としても申し上げておきたいと思っております。むしろ廃棄等積み立て費用の論点というのはいずれにしてもそうでなくても議論は必要だと思っております。

最後はもう多くの先生方がおっしゃった点で、やはり違法状態において売電収入の扱い等々をどうするか、違法状態の是正のためにどういう措置が追加的に必要かという論点は非常に重要な論点だと思っております。他方でやはり法的にもしっかりと詰めないといけない論点もある事項だと思っておりますので、しっかり議論ができればと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。これで一応委員の方ひとあたりご発言していただいたということでございます。これからはオブザーバーの方のご発言に移りたいと思っておりますけれども、まずは九州電力の松本オブザーバーどうぞ。

○松本オブザーバー

山内座長ありがとうございます。九州電力の松本です。事務局におかれましては現状の課題・論点整理ありがとうございます。弊社は再エネの最大限導入について取り組んでいるところでございますが、本日は私からは主にFIT買取義務者の立場から今後のご議論に向けまして実際にワークするような制度となるよう特にお願いしたい点を3点申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、違反時の交付金保留時の買い取り事業者の負担の懸念です。資料でいきますと35ページにありますところですが、運転開始後に法令違反が判明した場合に当該違反等の早期解消を促すため違反時における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を保留するなど再エネ特措法上の新たな仕組みを検討とする点についてでございます。資料14にありますように、FIT制度は買取義務者が発電事業者から固定価格で再エネ電気を買取り支払いしました上でその事後に固定価格と市場価格との差額を広域機関から交付金として買い取り事業者が受領する仕組みとなっておりますので、今後、特措法上で交付金支払いを保留する新たな仕組みを導入される際には、買い取り義務者に負担が発生しないようなルール整備をぜひともお願いしたいと思っております。

次に2点目です。2点目は資料42の太陽電池出力増加時の現行ルール見直しにおける需給料金システムの課題についてでございます。これまで設備全体が最新価格に見直されていたパネルの更新、それから増設時の価格設定を増出力分のみ最新価格に設定するという方向性自体はわれわれも既設再エネ電源の長期電源を促す観点では有用であるというふうに考えております。しかしながら、提案のとおり価格設定が加重平均となり、更新・増設を行った設備ごとにそれぞれに異なる買い取り単価を個別に設定するというふうになる場合は需給料金システムの影響も考えられます。端的に申し上げますと、事業者によっては大きなシステム改修というものを考えられます。つきましては今後ルール見直しする際におきましては買い取り義務者におけるシステム等の改修等の準備作業のスケジュールなども考慮いただきながら検討を進めていただければと思います。

最後に3点目です。委員の方も指摘されておりました太陽光のパネルの処理の問題でございます。資料36ページ目に廃棄段階における取り組みについてということで書かれてございますが、2030年代半ば以降には年間80万トンもの大量発生が見込まれると言われている使用済み太陽光パネルの廃棄それからリサイクルというのは重要な課題だと考えております。特に九州エリアではどんどん太陽光が入っていきまして非常に多く連系されておまして使用済みパネルの処理問題というのは一番最初に来るのかなと思っております。地域共生上も大きな課題と認識しております。従いまして、安全な廃棄やリサイクルを促進・円滑化するための支援策や制度の在り方について我が国のリサイクルおよび廃棄物処理事業における使用済みパネルの処理能力、こういった実態を踏まえた検討もお願いしたいと思います。

発言は以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。それでは次は広域機関の梶原オブザーバーどうぞ。

○梶原オブザーバー

ありがとうございます。広域機関梶原です。まずわれわれの部門なんですけど、再エネ特措法に基づく費用負担調整業務の実施部門として、事業者からの納付金徴収業務やFIT・FIPに関する交付金交付業務、あるいは太陽光設備廃棄等積み立ての管理業務等を行っております。お金の流れに関わる業務を行っております。

その立場で一言発言させていただきますと、これらは国民負担の上で成り立っている制度でございますので、公平公正はもちろん、ミスのない的確な業務運営に努めているところであります。その中で本ワーキングで議論される事業規律の強化に関する取り組みにおきましても、公平公正かつ的確な業務運営の観点も非常に重要なポイントになると認識しております。この議論といいますか措置を実効性のあるものにするためにも、業務の運用の視点も考慮して検討していただければと考えております。例えば膨大な数の事業者や発電設備が散在する状況において規律に反した事業者や設備をどのように検知するのかということもありますが、さらには速やかな対応を実現するための課題はどういったものがあるか

といった視点も含めて議論をお願いしたいと考えております。われわれとしましては確かな業務運営が継続できますようにミスや漏れが発生するリスクを排除した仕組みとなることを期待して議論に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は山梨県の雨宮オブザーバーどうぞご発言ください。

○雨宮オブザーバー

山梨県の雨宮です。よろしくお願いいたします。自治体の立場から3点発言をさせていただきたいと思っております。

1点目ですけれども、本県で実際に起きた例といたしまして林地開発許可後に許可申請どおりに防災工事等が行われなまま売電がなされていたという事例がございましたので、それを踏まえたと45ページにありますとおり関係法令の違反状態における売電収入の交付を留保するという措置が大変有効かなのかなというふうに考えます。

一方で今後長期電源化ということを考えますと、卒FIT後の対応あるいは非FITや非FIPのものについてこういった形で規律を確保していくかということも重要かというふうに思います。

3点目ですけれども、本県の場合は森林が県土の78%を占めておりますので林地開発許可の指導というのが大変重要になるわけですけれども、林地開発許可につきましては完了検査が終わった後については基本的には対象外になりますので、その後の適正な維持管理をどのように図っていくのか、何をもって誘導していくのかということを議論いただければと思います。本県におきましては昨年太陽光条例を制定いたしまして、設置から廃止に至るまでトータルで適正な導入・適正な維持管理をしていくこととしておりますけれども、条例だけでなく全国一律である程度全体の中で規制が同じようにできるということをご議論いただければと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。あと那須塩原市の黄木オブザーバーがまだご発言ありませんけれども何かございますか？

○黄木オブザーバー

すいません、那須塩原市の黄木です。恐縮です。皆さまのご発言を聞いていて、ごもっともだなと思うばかりでした。すいません、ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。追加的なご発言よろしいですか。それでは事務局のほうからご回答・コメントお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。冒頭にご質問のほうをいただいておりますので、そこについて

はご回答させていただきたいと思います。

興津委員また桑原委員からも同じようなご質問だったと思いますけれども、Non-FITやNon-FIPの経済性・事業性といったものについて現時点ではどのようなものがあるのかということでございました。やはりほとんどの多くのは再エネ特措法のFIT申請をいただいているものが大宗を占めてございますけれども、足元は最近ですといわゆるPower Purchase Agreement——PPA契約と言ったりもしてございますけれども需要家と再エネ発電事業者が小売を通じてそういう形で市場とは異なる価格で一定期間そういった契約を結ぶ中で再エネ事業を興していくという形のものも出てきてございます。こうした取り組みにつきましてはNon-FIT・Non-FIPという形で進んでいる場合もございますし、また国におきましては補助金という形でご支援をさせていただいているところもございます。この場合はFITやFIPの対象外という形になってございます。ただ、その場合、国の補助金などの関与がある場合におきましては当然再エネ特措法といったものと同じような事業規律を適用するということで、そういったところではNon-FIT・Non-FIPというところも国の予算等の適用の範囲におきましては同じような規律を適用しているということをご紹介させていただきたいと思います。

その他一般的な対応になりますと、やはり電気事業法などそういった中でどういったご議論をできるかといったことについてはまさに規律検討会などでもご指摘があったところというふうに考えているところであります。また今回さまざまな先生方から再エネ特措法というところを中心にしながらも全体像というところも高村委員他先生方からもご指摘ございましたので、さまざまなこうした適正な事業規律に向けまして、再エネ特措法また全体を見た時の関係法令との連携というところについてもしっかりとご議論させていただきながら、また適切な形で関係の審議会などにもしっかりと連携するもしくは情報提供していくというところを詰めていければなというふうに考えているところでございます。

先生方から頂いたご指摘・ご意見につきましては事務局のほうでも今後論点を整理していく時に参考にさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ということでご質問にお答えいただいて、ご意見についてはまた事務局のほうでとりまとめていただいて今後の制度設計についての参考にさせていただくということだと思いますが。以上ですが何か追加的に全体を通じてご発言ご希望の方いらっしゃいますかね。特によろしいですか。

それでは大変ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。非常に詳細にいろいろ議論していただきましたので事務局も参考にすべき点非常に多かったのではないかなというふうに思っております

次回についてなんですけれども、これは事務局とも相談させていただいて次回について

は再エネ事業を行っている事業者団体等に対してヒアリングを行いたいというふうに思います。それで実務的な観点からの論点など、これも議論を行っていきたいというふうに思いますので、事務局におかれましては準備をよろしくお願いいたします。そして委員の皆様方はそのヒアリングを受けていただいて、それでさらに議論を深めるという形にしようと思えます。

本日はどうもありがとうございました。それでは次回の委員会については事務局から。

○能村新エネルギー課長

次回の委員会でございますけれども、10月下旬を目途にしてございますが、また日程が決まり次第、経産省のホームページまた委員の皆様方にはご連絡差し上げたいと思えます。

以上でございます。

3. 閉会

○山地委員長

ありがとうございます。それではこれをもちまして本日の会合第1回目ですけれども閉会とさせていただきます。

ご多忙中のところ長時間にわたって熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。